

特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）

改正案	現行
<p>（設立時又は成立後の義務が履行された場合）</p> <p>第十一条 次に掲げる義務が履行された場合には、特定目的会社の特定資本金の額は、当該義務の履行により特定目的会社に対して支払われた金銭又は給付された金銭以外の財産の額が増加するものとする。</p> <p>一 法第二十五条第二項において準用する会社法第五十二条第一項の規定により同項に定める額を支払う義務（当該義務を履行した者が法第十六条第三項第一号の財産を給付した発起人である場合における当該義務に限る。）</p> <p>二 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百十二条第一項各号に掲げる場合において同項の規定により当該各号に定める額を支払う義務</p> <p>三 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百十三条の二第一項各号に掲げる場合において同項の規定により当該各号に定める行為をする義務</p> <p>2 法第四十二条第五項において準用する会社法第二百十二条第一項第一号に掲げる場合において同項の規定により同号に定める額を支払う義務が履行された場合には、特定目的会社の優先資本金の額は、当該義務の履行により特定目的会社に対して支払われた額が増加</p>	<p>（設立時又は成立後の義務が履行された場合）</p> <p>第十一条 次に掲げる義務が履行された場合には、特定目的会社の特定資本金の額は、当該義務の履行により特定目的会社に対して支払われた額が増加するものとする。</p> <p>一 法第二十五条第二項において準用する会社法第五十二条第一項の規定により同項に定める額の全部又は一部を支払う義務（当該義務を履行した者が法第十六条第三項第一号の財産を給付した発起人である場合における当該義務に限る。）</p> <p>二 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百十二条第一項各号に掲げる場合において同項の規定により当該各号に定める額の全部又は一部を支払う義務</p> <p>（新設）</p> <p>2 法第四十二条第五項において準用する会社法第二百十二条第一項第一号に掲げる場合において同項の規定により同号に定める額の全部又は一部を支払う義務が履行された場合には、特定目的会社の優先資本金の額は、当該義務の履行により特定目的会社に対して支払</p>

するものとする。

(通則)

第六十二条 法第百二条第二項の規定により作成すべき事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 当該特定目的会社の状況に関する重要な事項(計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。)

二 当該特定目的会社とその支配社員との間の取引(当該特定目的会社と第三者との間の取引で当該特定目的会社とその支配社員との間の利益が相反するものを含む。)であつて、当該特定目的会社の当該事業年度に係る注記表において第五十八条第一項に規定する注記を要するもの(同項ただし書の規定により同項第四号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を省略するものを除く。)

イ 当該取引をするに当たり当該特定目的会社の利益を書さないように留意した事項(当該事項がない場合にあつては、その旨)

ロ 当該取引が当該特定目的会社の利益を書さないかどうかについての当該特定目的会社の取締役の判断及びその理由

(会計監査人設置会社の特則)

われた額が増加するものとする。

(通則)

第六十二条 法第百二条第二項の規定により作成すべき事業報告は、特定目的会社の状況に関する重要な事項(計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。)をその内容としなければならない。

(新設)

(新設)

(会計監査人設置会社の特則)

第六十八条 特定目的会社が当該事業年度の末日において会計監査人設置会社である場合には、次に掲げる事項を事業報告の内容としなければならぬ。

- 一 会計監査人の氏名又は名称
- 二 当該事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役が法第九十三条において準用する会社法第三百九十九条第一項の同意をした理由

三 会計監査人に対して公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第二条第一項の業務以外の業務（以下この号において「非監査業務」という。）の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容

四 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

五 会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

六 会計監査人が過去二年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該特定目的会社が事業報告の内容とすることが適切であるものと判断した事項

七 辞任した会計監査人又は解任された会計監査人（社員総会の決議によつて解任されたものを除く。）があるときは、次に掲げる事項（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）

- イ 当該会計監査人の氏名又は名称
- ロ 法第七十五条第三項の理由があるときは、その理由

第六十八条 特定目的会社が当該事業年度の末日において会計監査人設置会社である場合には、次に掲げる事項を事業報告の内容としなければならぬ。

- 一 会計監査人の氏名又は名称
- 二 当該事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額

三 会計監査人に対して公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第二条第一項の業務以外の業務（以下この号において「非監査業務」という。）の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容

四 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

五 会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

六 会計監査人が過去二年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該特定目的会社が事業報告の内容とすることが適切であるものと判断した事項

七 辞任した会計監査人又は解任された会計監査人（社員総会の決議によつて解任されたものを除く。）があるときは、次に掲げる事項（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）

- イ 当該会計監査人の氏名又は名称
- ロ 法第七十五条第三項の理由があるときは、その理由

八 法第七十七条第三項において準用する会社法第二百四十五条第五項において準用する同条第一項の意見があるときは、その意見の内容

二 法第七十七条第三項において準用する会社法第二百四十五条第五項において準用する同条第二項の理由があるときは、その理由

第六十九条 各事業年度に係る特定目的会社の計算書類に係る附属明細書には、次に掲げる事項のほか、特定目的会社の貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び注記表の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

一 特定社債、特定約束手形、特定借入れ、特定借入れ以外の長期借入金及び短期借入金の増減

二 その他の資産の部における固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

三 特定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

四 引当金の明細並びにその計上の理由及び額の算定の方法（注記表に表示したものを除く。）

五 営業収益及び営業費用の明細

六 第五十八条第一項ただし書の規定により省略した事項があるときは、当該事項

2 前項第一号の特定社債の明細は、第二十八条第二項の区分に従って表示しなければならない。

八 法第七十七条第三項において準用する会社法第二百四十五条第五項において準用する同条第一項の意見があるときは、その意見の内容

二 法第七十七条第三項において準用する会社法第二百四十五条第五項において準用する同条第二項の理由があるときは、その理由

第六十九条 各事業年度に係る特定目的会社の計算書類に係る附属明細書には、次に掲げる事項のほか、特定目的会社の貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び注記表の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

一 特定社債、特定約束手形、特定借入れ、特定借入れ以外の長期借入金及び短期借入金の増減

二 その他の資産の部における固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

三 特定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

四 引当金の明細並びにその計上の理由及び額の算定の方法（注記表に表示したものを除く。）

五 営業収益及び営業費用の明細

六 第五十八条第一項ただし書の規定により省略した事項があるときは、当該事項

2 前項第一号の特定社債の明細は、第二十八条第二項の区分に従って表示しなければならない。

<p>3 第一項第三号の明細は、特定資産の種類が二以上である場合はその種類ごとに表示しなければならない。</p> <p>4 第一項第五号の営業費用のうち、法第二百条第一項に規定する信託に係る契約に基づく信託報酬又は同条第三項に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約に基づく委託費用は、支払先又は業務の種類ごとに内訳を明らかにしなければならない。</p> <p>5 各事業年度に係る特定目的会社の事業報告に係る附属明細書には、次に掲げる事項のほか、特定目的会社の事業報告の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。</p> <p>一 第三者との間の取引であつて、特定目的会社と役員又は支配社員との利益が相反するものの明細</p> <p>二 特定目的会社が取得し、又は所有している他の会社、特定目的会社その他の法人の発行済株式又は出資の持分（これらに係る信託受益権を含む。以下この号において「株式等」という。）の明細（種類及び銘柄並びに当該株式等に係る議決権の当該株式等を発行した法人の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合を含む。）</p> <p>三 他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが第六十五条第七号の重要な兼職に該当する当該特定目的会社の役員（会計参与を除く。）についての当該兼職の</p>	<p>3 第一項第三号の明細は、特定資産の種類が二以上である場合はその種類ごとに表示しなければならない。</p> <p>4 第一項第五号の営業費用のうち、法第二百条第一項に規定する信託に係る契約に基づく信託報酬又は同条第三項に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約に基づく委託費用は、支払先又は業務の種類ごとに内訳を明らかにしなければならない。</p> <p>5 各事業年度に係る特定目的会社の事業報告に係る附属明細書には、次に掲げる事項のほか、特定目的会社の事業報告の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。</p> <p>一 第三者との間の取引であつて、特定目的会社と役員又は支配社員との利益が相反するものの明細</p> <p>二 特定目的会社が取得し、又は所有している他の会社、特定目的会社その他の法人の発行済株式又は出資の持分（これらに係る信託受益権を含む。以下この号において「株式等」という。）の明細（種類及び銘柄並びに当該株式等に係る議決権の当該株式等を発行した法人の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合を含む。）</p> <p>三 他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが第六十五条第七号の重要な兼職に該当する当該特定目的会社の役員（会計参与を除く。）についての当該兼職の</p>
---	---

状況の明細（重要でないものを除く。）

四 当該特定目的会社とその支配社員との間の取引（当該特定目的会社と第三者との間の取引で当該特定目的会社とその支配社員との間の利益が相反するものを含む。）であつて、当該特定目的会社の当該事業年度に係る注記表において第五十八条第一項に規定する注記を要するもの（同項ただし書の規定により同項第四号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を省略するものに限る。）があるときは、当該取引に係る第六十二条第二号イ及びロに掲げる事項

6 前項第一号の明細は、特定資産の部に表示された債権とその他の資産の部に表示された債権とを区分して表示しなければならない。

7 第五項第三号の明細については、同号の他の法人等の事業が当該特定目的会社の事業と同一の部類のものであるときは、その旨を付記しなければならない。

第七十条 法第百三条の規定により社員に対して行う提供計算書類等（次の各号に掲げる特定目的会社の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。）の提供に関しては、この条に定めるところによる。

一 会計監査人設置会社でない特定目的会社 次に掲げるもの

イ 計算書類

ロ 計算書類に係る監査役の監査報告（二以上の監査役が存する特定目的会社の各監査役の監査報告の内容）（監査報告を作成し

状況の明細（重要でないものを除く。）

（新設）

6 前項第一号の明細は、特定資産の部に表示された債権とその他の資産の部に表示された債権とを区分して表示しなければならない。

7 第五項第三号の明細については、同号の他の法人等の事業が当該特定目的会社の事業と同一の部類のものであるときは、その旨を付記しなければならない。

第七十条 法第百三条の規定により社員に対して行う提供計算書類等（次の各号に掲げる特定目的会社の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。）の提供に関しては、この条に定めるところによる。

一 会計監査人設置会社でない特定目的会社 次に掲げるもの

イ 計算書類

ロ 計算書類に係る監査役の監査報告（二以上の監査役が存する特定目的会社の各監査役の監査報告の内容）（監査報告を作成し

た日を除く。)が同一である場合にあっては、一又は二以上の
監査役の監査報告)

八 事業報告

二 事業報告に係る監査役の監査報告(二以上の監査役が存する
特定目的会社の各監査役の監査報告の内容(監査報告を作成し
た日を除く。))が同一である場合にあっては、一又は二以上の
監査役の監査報告)

ホ 利益処分案(法第百二条第二項に規定する利益処分案をいう
。以下同じ。)

二 会計監査人設置会社 次に掲げるもの

イ 計算書類

ロ 計算書類に係る会計監査報告があるときは、当該会計監査報
告

ハ 会計監査人が存しないとき(法第七十六条第四項の一時会計
監査人の職務を行うべき者が存する場合を除く。)は、会計監
査人が存しない旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録

二 特定目的会社の監査に関する規則(平成十八年内閣府令第四
十五号。以下「監査規則」という。)(第十一条第三項の規定に
より監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は
記録をした書面又は電磁的記録

ホ 計算書類に係る監査役の監査報告(二以上の監査役が存する
特定目的会社の各監査役の監査報告の内容(監査報告を作成し
た日を除く。))が同一である場合にあっては、一又は二以上の

た日を除く。)が同一である場合にあっては、一又は二以上の
監査役の監査報告)

八 事業報告

二 事業報告に係る監査役の監査報告(二以上の監査役が存する
特定目的会社の各監査役の監査報告の内容(監査報告を作成し
た日を除く。))が同一である場合にあっては、一又は二以上の
監査役の監査報告)

ホ 利益処分案(法第百二条第二項に規定する利益処分案をいう
。以下同じ。)

二 会計監査人設置会社 次に掲げるもの

イ 計算書類

ロ 計算書類に係る会計監査報告があるときは、当該会計監査報
告

ハ 会計監査人が存しないとき(法第七十六条第四項の一時会計
監査人の職務を行うべき者が存する場合を除く。)は、会計監
査人が存しない旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録

二 特定目的会社の監査に関する規則(平成十八年内閣府令第四
十五号。以下「監査規則」という。)(第十一条第三項の規定に
より監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は
記録をした書面又は電磁的記録

ホ 計算書類に係る監査役の監査報告(二以上の監査役が存する
特定目的会社の各監査役の監査報告の内容(監査報告を作成し
た日を除く。))が同一である場合にあっては、一又は二以上の

監査役の監査報告)

へ 事業報告

ト 事業報告に係る監査役の監査報告(二以上の監査役が存する特定目的会社の各監査役の監査報告の内容(監査報告を作成した日を除く。))が同一である場合にあつては、一又は二以上の監査役の監査報告)

チ 利益処分案

2 定時社員総会の招集通知(法第五十五条第一項又は第五十六条第一項の規定による通知をいう。以下この条において同じ。)を次の各号に掲げる方法により行う場合にあつては、提供計算書類等は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

一 書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供計算書類等が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供

ロ 提供計算書類等が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の提供

二 電磁的方法(法第四十条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供計算書類等が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供

ロ 提供計算書類等が電磁的記録をもって作成されている場合

監査役の監査報告)

へ 事業報告

ト 事業報告に係る監査役の監査報告(二以上の監査役が存する特定目的会社の各監査役の監査報告の内容(監査報告を作成した日を除く。))が同一である場合にあつては、一又は二以上の監査役の監査報告)

チ 利益処分案

2 定時社員総会の招集通知(法第五十五条第一項又は第五十六条第一項の規定による通知をいう。以下この条において同じ。)を次の各号に掲げる方法により行う場合にあつては、提供計算書類等は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

一 書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供計算書類等が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供

ロ 提供計算書類等が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の提供

二 電磁的方法(法第四十条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供計算書類等が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供

ロ 提供計算書類等が電磁的記録をもって作成されている場合

当該電磁的記録に記録された事項の電磁的方法による提供

3 提供計算書類等を提供する際には、当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は社員資本等変動計算書に表示すべき事項（以下この項において「過年度事項」という。）を併せて提供することができる。この場合において、提供計算書類等の提供をする時における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る定時社員総会において承認又は報告をしたものと異なるものとなつているときは、修正後の過年度事項を提供することを妨げない。

4 提供計算書類等に表示すべき事項（注記表に係るもの又は事業報告に表示すべき事項（次に掲げるものを除く。）に限る。）に係る情報を、定時社員総会に係る招集通知を發出する時から定時社員総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置（資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号。以下「施行規則」という。）第百二十八条第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気送信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。第八項において同じ。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定

当該電磁的記録に記録された事項の電磁的方法による提供

3 提供計算書類等を提供する際には、当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は社員資本等変動計算書に表示すべき事項（以下この項において「過年度事項」という。）を併せて提供することができる。この場合において、提供計算書類等の提供をする時における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る定時社員総会において承認又は報告をしたものと異なるものとなつているときは、修正後の過年度事項を提供することを妨げない。

4 提供計算書類等に表示すべき事項（注記表に係るもの及び事業報告に表示すべき事項（次に掲げるものを除く。）に限る。）に係る情報を、定時社員総会に係る招集通知を發出する時から定時社員総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置（資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号。以下「施行規則」という。）第百二十八条第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気送信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により社員に

める方法により社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一 第六十四条第一項第四号、第五号、第七号及び第十号並びに第六十五条第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項

二 事業報告に表示すべき事項（前号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監査役が異議を述べている場合における当該事項

三 利益処分案

5 前項の場合には、取締役は、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを社員に対して通知しなければならない。

6 第四項の規定により提供計算書類等に表示した事項の一部が社員に対して第二項各号に定める方法により提供したものとみなされる場合において、監査役又は会計監査人が、現に社員に対して提供された提供計算書類等が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした提供計算書類等の一部であることを社員に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を社員に対して通知しなければならない。

対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一 第六十四条第一項第一号から第十号まで、第六十五条第一号から第五号まで及び第八号、第六十六条第一項第一号から第六号まで並びに第六十七条第一号及び第二号に掲げる事項

二 事業報告に表示すべき事項（前号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監査役が異議を述べている場合における当該事項

三 利益処分案

5 前項の場合には、取締役は、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを社員に対して通知しなければならない。

6 第四項の規定により提供計算書類等に表示した事項の一部が社員に対して第二項各号に定める方法により提供したものとみなされる場合において、監査役又は会計監査人が、現に社員に対して提供された提供計算書類等が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした提供計算書類等の一部であることを社員に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を社員に対して通知しなければならない。

<p>7 取締役は、提供計算書類等の内容とすべき事項について、定時社員総会の招集通知を発出した日から定時社員総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を社員に周知させる方法を当該招集通知と併せて通知することができる。</p> <p>8 第四項の規定は、提供計算書類等に表示すべき事項のうち注記表に係るもの若しくは事業報告に表示すべき事項以外のものに係る情報又は同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。</p>	<p>7 取締役は、提供計算書類等の内容とすべき事項について、定時社員総会の招集通知を発出した日から定時社員総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を社員に周知させる方法を当該招集通知と併せて通知することができる。</p> <p>(新設)</p>
--	---